

# 第5回 植物防疫検討会

検疫有害動植物及び輸入植物検疫措置の見直しについて

令和6年2月20日

消費・安全局 植物防疫課

農林水産省

# 目次

- I. 背景等
- II. 検疫有害動植物及び非検疫有害動植物の見直し
- III. 施行規則別表 1 の 2 に掲げる対象地域及び対象植物の見直し
- IV. 施行規則別表 2 に掲げる対象地域及び対象植物の見直し
- V. 施行規則別表 2 の 2 に掲げる対象地域及び対象植物の見直し
- VI. 施行規則別表 2 及び 2 の 2 に掲げる対象植物の範囲の見直し
- VII. 今後のスケジュール案

# I. 背景等

# 我が国の検疫有害動植物

## 検疫有害動植物（植物防疫法施行規則別表1）

- **まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動植物**

病害虫リスク分析（PRA）結果に基づき、原則、種の単位で規定  
（現在1,023種）

## 暫定検疫有害動植物（農林水産省告示第542号）

- **まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていない有害動植物**

PRAが未了の有害動植物として、科、属等の単位で規定

## 非検疫有害動植物（農林水産省告示第542号）

- **まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていない有害動植物から除かれる有害動植物**

PRA結果に基づき、属又は種の単位で規定（現在518種及び5属）

# 地域及び植物を特定した植物検疫措置

## 施行規則別表 1 の 2 (対象病害虫14種)

- 輸入に当たって、輸出国において精密検定、栽培地検査等の植物検疫措置の実施が必要な地域、植物等、基準（対象病害虫と措置の内容）を規定
- 対象病害虫の「我が国に侵入・定着・まん延した場合の農業生産等への影響」は中程度と評価

## 施行規則別表 2 (対象病害虫23種)

- 輸入に当たって、輸出国との二国間協議により、対象地域及び対象植物の組合せ毎に設定した殺虫殺菌処理、無発生地域等の設定等の植物検疫措置の実施が必要な地域、植物、備考（対象病害虫）を規定
- 二国間で特別な措置が合意されていない植物の輸入は禁止

## 施行規則別表 2 の 2 (対象病害虫41種)

- 輸入に当たって、輸出国において精密検定、栽培地検査等の植物検疫措置の実施が必要な地域、植物、基準（対象病害虫と措置の内容）を規定
- 対象病害虫の「我が国に侵入・定着・まん延した場合の農業生産等への影響」は高いと評価
- 基準を満たしていない植物の輸入は禁止

植物防疫法第6条  
(輸入の制限)

植物防疫法第7条  
(輸入の禁止)

# 科学的知見に基づく検疫措置の見直し

- 過去のPRAにより植物検疫措置を決定した検疫有害動植物であっても、病害虫の発生地域や寄主/宿主植物は変化する場合がある。
- このため、国内外における病害虫の発生情報、病害虫の生態等に係る新たな知見等の情報を収集。
- 新たに得られた情報を分析し、リスクに応じた輸入検疫措置を講じるため、見直しを実施。

## **Ⅱ. 検疫有害動植物及び非検疫有害動植物の見直し**

# 非検疫有害動植物の判断手順

検討の対象となる有害動植物について、PRAを実施。



- 国内既発生であり、法律に位置付けた駆除、まん延防止の措置がとられていない
- 国内未発生が系統が存在する情報がない
- 国内未発生が病害虫のベクターとなるとの情報がない



これらを満たす有害動植物は、植物防疫法及びISPM 11で定める検疫有害動植物の要件を満たさないことから、検疫有害動植物には該当しないと判断。

# Blueberry mosaic virus

（一般名：*Blueberry mosaic associated ophiovirus*（ブルーベリーモザイク随伴ウイルス））

## 【宿主植物】

ハイブッシュ・ブルーベリー（*Vaccinium corymbosum*）及び*V. pallidum*

## 【発生地域】

日本、トルコ、スロベニア、セルビア、ドイツ、ポーランド、アメリカ合衆国、カナダ



葉の症状

（出典：EPPO GlobalDataBase (2024)  
*Ophiovirus vaccinii* [<https://gd.eppo.int/>]

## 【症状・被害】

葉に明瞭なもしくは軽度な黄色から黄緑色のモットル又はモザイク症状を示し、時折ピンクから赤色を呈する。また、果実の成熟が遅延し、品質が低下する。



**施行規則別表1から削除し、非検疫有害動植物に指定**

## ● 非検疫有害植物に19種を追加

### 菌類（5種）

- *Alternaria radicina*（ニンジン黒斑病菌）
- *Fusarium oxysporum* f.sp. *lycopersici*（トマト萎ちょう病菌）
- *Fusarium oxysporum* f.sp. *melonis*（メロン類つる割病菌）
- *Fusarium oxysporum* f.sp. *radicis-lycopersici*（トマト根腐萎ちょう病菌）
- *Fusarium solani* f.sp. *cucurbitae*（カボチャ立枯病菌）

## ウイルス（11種）

- *Apple chlorotic leaf spot virus*（リンゴクロロティックリーフスポットウイルス）
- *Apple stem grooving virus*（リンゴステムグルービングウイルス）
- *Apple stem pitting virus*（リンゴステムピッチングウイルス）
- *Blueberry mosaic associated ophiovirus*（ブルーベリーモザイク随伴ウイルス）  
（施行規則別表1ではBlueberry mosaic virusと掲載）
- *Blueberry red ringspot virus*（ブルーベリー赤色輪点ウイルス）
- *Cherry virus A*（チェリーAウイルス）
- *Grapevine leafroll-associated virus 1*（ブドウ葉巻随伴ウイルス1）
- *Grapevine leafroll-associated virus 3*（ブドウ葉巻随伴ウイルス3）
- *Grapevine virus A*（ブドウAウイルス）
- *Plum bark necrosis stem pitting-associated virus*  
（スモモ樹皮えそステムピッチング随伴ウイルス）
- *Prunus necrotic ringspot virus*（プルナスえそ輪点ウイルス）

## ウィロイド（3種）

- *Apple scar skin viroid*（リンゴさび果ウィロイド）
- *Citrus exocortis viroid*（カンキツエクソコーティスウィロイド）
- *Pear blister canker viroid*（ナシブリスタキャンカーウィロイド）

## ● 既存の非検疫有害植物 4 種の和名を変更

新たな和名が日本植物病理学会植物ウイルス分類委員会で承認されたことに伴う変更

*Lily virus X* : リリーウイルスエックス → ユリXウイルス

*Narcissus degeneration virus* :

ナルキッサスディジェネレーションウイルス → スイセン退緑ウイルス

*Narcissus late season yellows virus* :

ナルキッサスレイトシーズンイエロウズウイルス → スイセン晩期黄化ウイルス

*Odontoglossum ringspot virus* :

オドントグロッサムリングスポットウイルス → オドントグロッサム輪点ウイルス

### **III. 施行規則別表 1 の 2 に掲げる 対象地域及び対象植物の見直し**

# *Fusarium oxysporum* f. sp. *pisi* (エンドウ萎ちょう病菌)

【対象植物（現行）】

えんどうの種子であって栽培の用に供するもの



葉の黄化（左）、道管の変色（右）  
(出典：植物防疫所)

【症状・被害】

葉が黄化、葉巻を起こし、萎凋・枯死を引き起こす。

【植物検疫措置】

栽培地検査

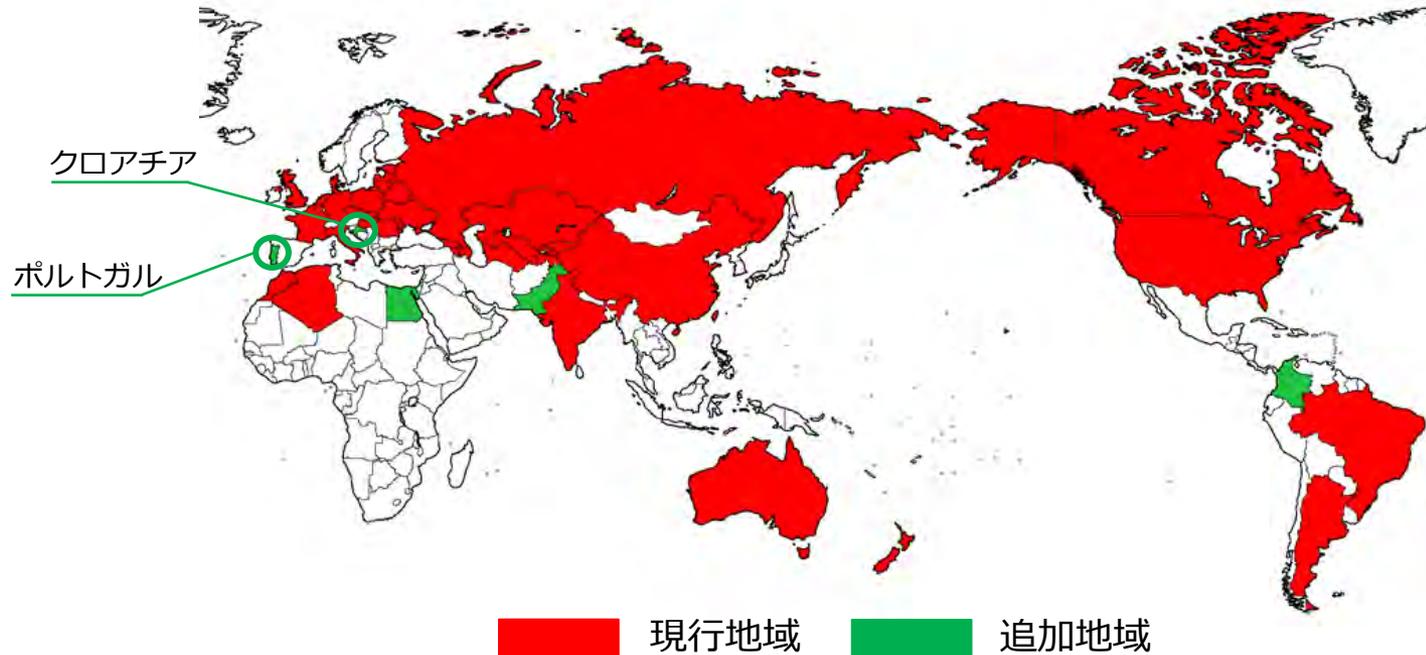
# *Fusarium oxysporum* f. sp. *pisi*

## (エンドウ萎ちょう病菌)

### 【改正内容】

- 対象地域の追加 ※それぞれえんどうで確認

パキスタン ... (Aslam et al., 2019等)	クロアチア ... (Ivić et al., 2009等)
ポルトガル ... (Bani et al., 2014等)	エジプト ... (El-Sharkawy et al., 2022等)
コロンビア ... (Osorio and Castaño, 2011等)	



## **IV. 施行規則別表 2 に掲げる 対象地域及び対象植物の見直し**

# *Mayetiola destructor* (ヘシアンバエ)

## 【対象植物（現行）】

おおむぎ属植物、こむぎ属植物及びらいむぎ属植物の茎葉（つと、こもその他これらに準ずる加工品を含む。）並びにかもじぐさ属植物の茎葉



成虫 （出典：植物防疫所）



■ 現行地域

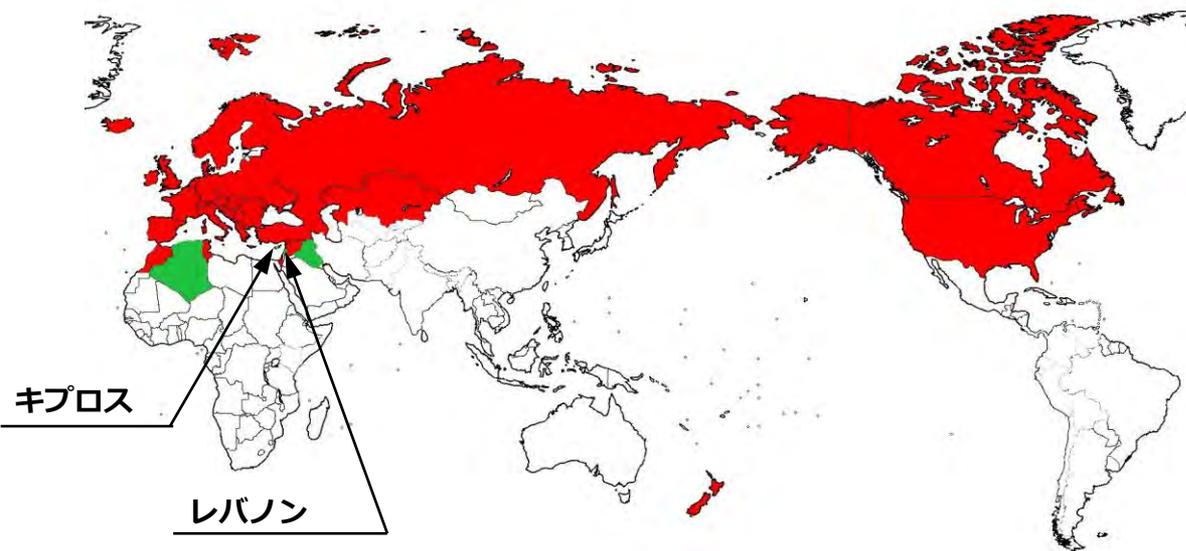
## 【症状・被害】

幼虫が茎葉を吸汁加害する。生育初期の加害では、茎の黄化や枯死が生じる場合がある。生育が進んだ後の加害では、茎が衰弱し、寄生が激しければ、茎が折れたり、穂が白く枯れた状態となり、深刻な収量低下を引き起こす。

# *Mayetiola destructor* (ヘシアンバエ)

## 【改正内容】

- 対象植物の追加  
らいこむぎ属植物・・・アメリカ合衆国で確認 (Buntin and Bruckner, 1990 等)



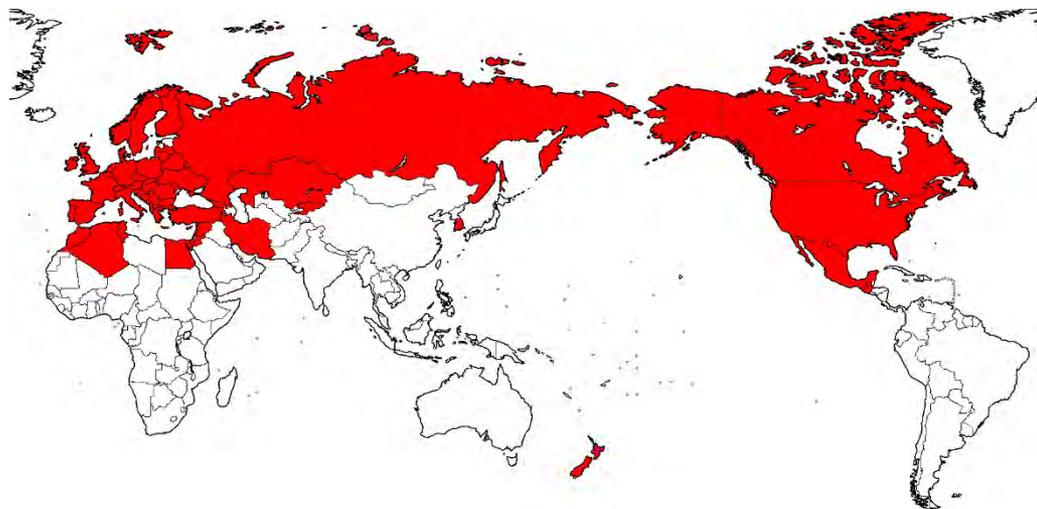
- 対象地域の追加  
イラク...発生記録あり  
(Berzonsky et al., 2005 等)  
レバノン...発生記録あり  
(Berzonsky et al., 2005)  
キプロス...発生記録あり  
(Berzonsky et al., 2005 等)  
アルジェリア...発生記録あり  
(Djebara et al., 2018 等)

■ 現行地域 ■ 追加地域

# *Erwinia amylovora* (火傷病菌)

## 【対象植物（現行）】

なし属植物、りんご属植物等の生植物（種子を除き、生果実、花及び花粉を含む。）



現行地域



せいようなし新梢の枝枯れ症状  
(出典：植物防疫所)

## 【症状・被害】

感染樹は火にあぶられたような症状を示し、木全体が枯死する。

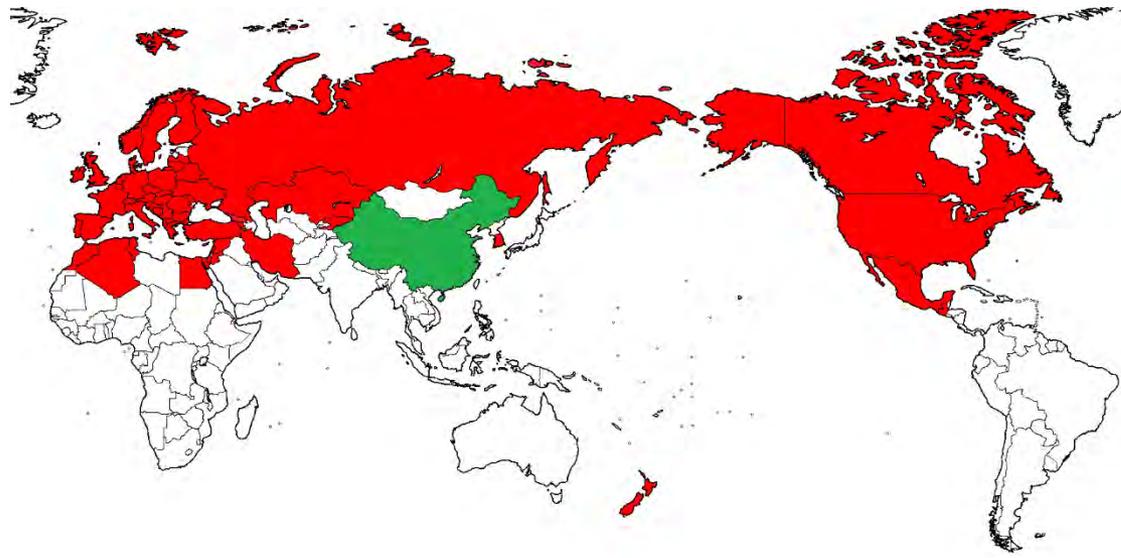
# *Erwinia amylovora* (火傷病菌)

## 【改正内容】

- 対象地域の追加

中華人民共和国 ... なし属の一種 (*Pyrus sinkiangensis*) で確認

(中華人民共和国農業農村部, 2021, 2022, 2023; Fei et al., 2023)



現行地域



追加地域

# **V. 施行規則別表 2 の 2 に掲げる 対象地域及び対象植物の見直し**

# *Bactericera cockerelli*

## 【対象植物（現行）】

アルファルファ、さつまいも、そらまめ、たばこ、てんさい、とうもろこし、トマト、はつかだいこん、ひまわり、レタス、とうがらし属植物、なす属植物、ほおずき属植物等の生茎葉及び生果実



成虫（出典：植物防疫所）



## 【症状・被害】

幼虫及び成虫が茎葉及び果実を吸汁加害する。

日本未発生 of 細菌  
 （‘*Candidatus Liberibacter solanacearum*’ (Lso)）を媒介する。

## 【植物検疫措置】

本害虫の不在の証明

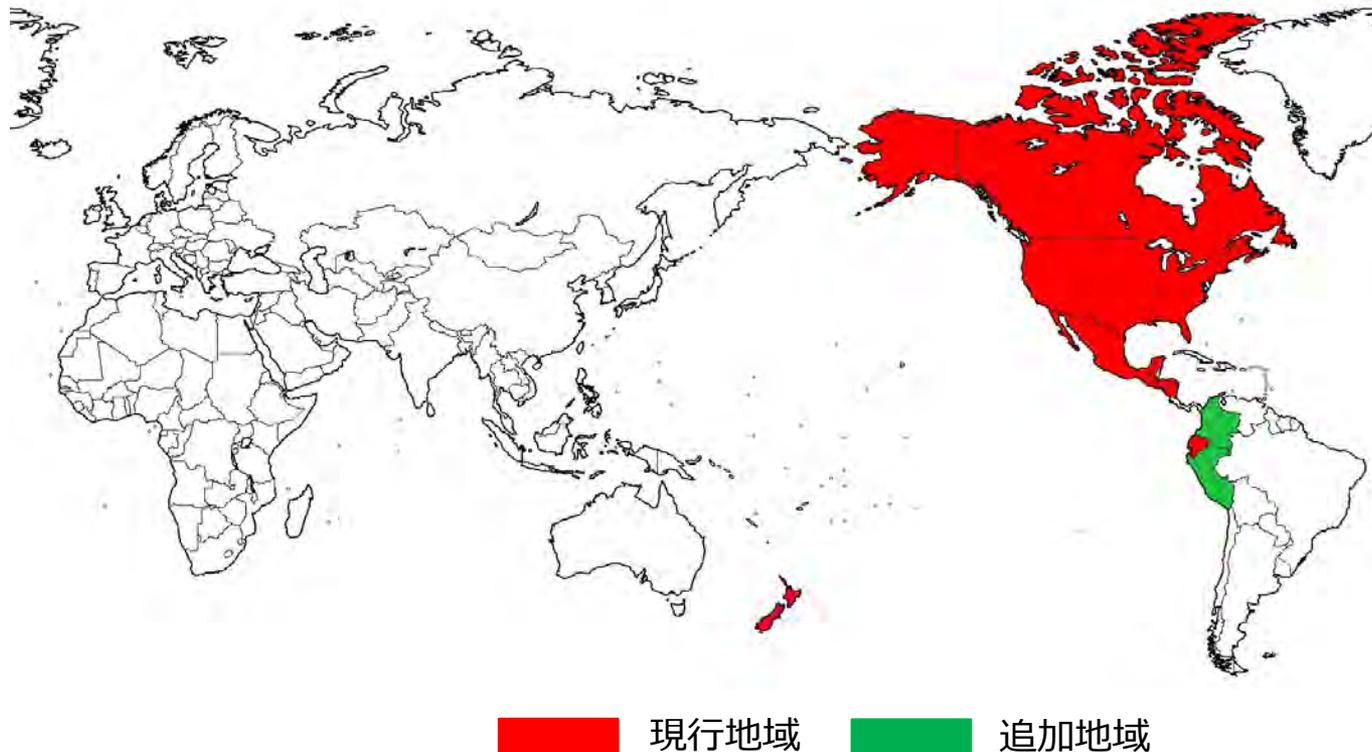
# *Bactericera cockerelli*

## 【改正内容】

- 対象地域の追加

コロンビア...同国のナリーニョ県（17市町村）で確認（EPPO, 2023 等）

ペルー...同国のウアンカバンバ（ピウラ地方）で確認（EPPO, 2023 等）

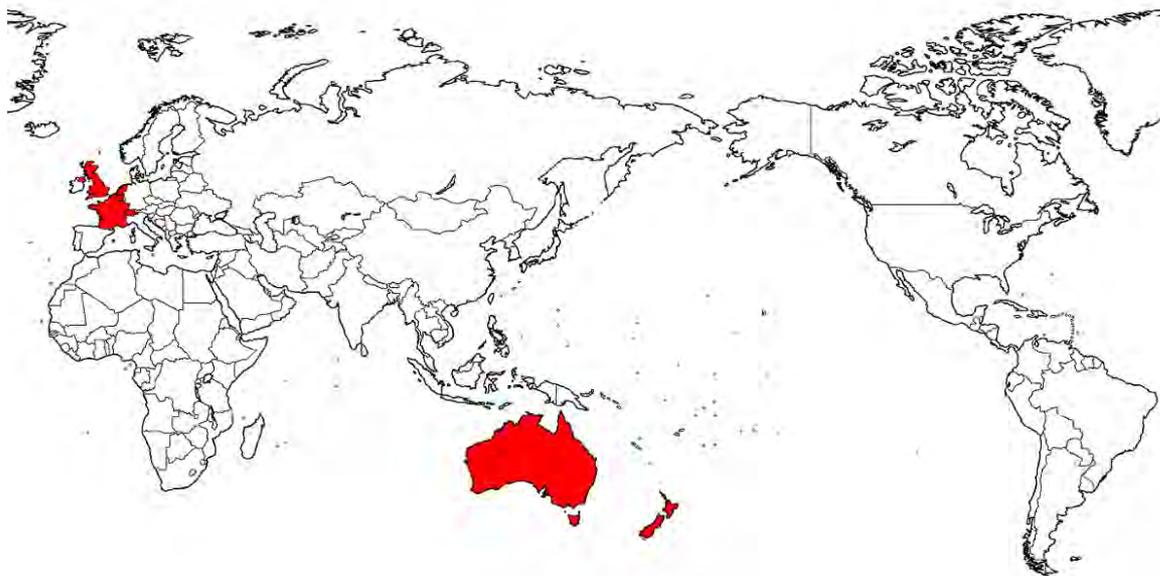


# *Meloidogyne fallax*

## (ニセコロンビアネコブセンチュウ)

### 【対象植物（現行）】

アスパラガス、おらんだいちご、てんさい、トマト、にんじん、ばれいしょ、こまくさ属植物等の生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの



現行地域



にんじん根の症状

(出典：EPP0 GlobalDataBase (2024))

*Meloidogyne fallax*

[<https://gd.eppo.int/taxon/MELGFA/photos>]

### 【症状・被害】

地下部に内部寄生し、「植物全体のわい化」、「根こぶ」等の症状を引き起こす。

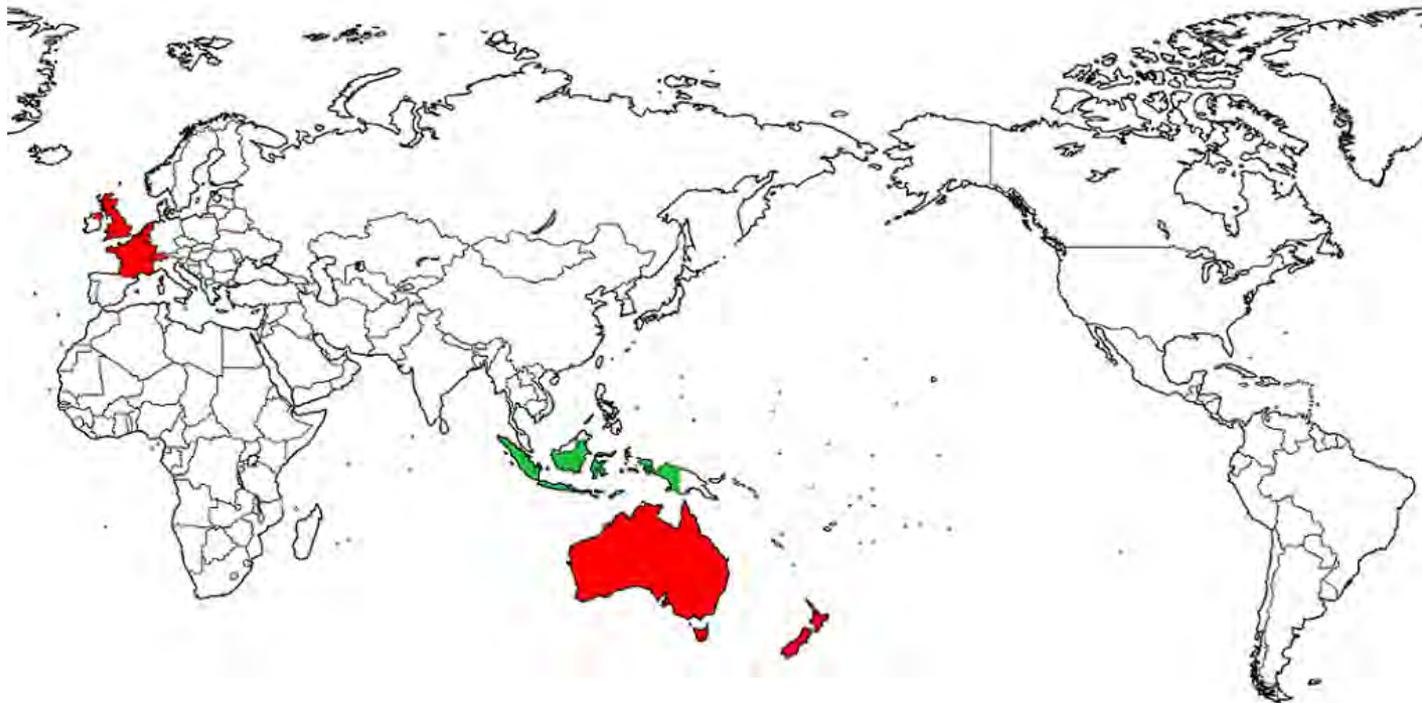
### 【植物検疫措置】

栽培地検査

# *Meloidogyne fallax* (ニセコロンビアネコブセンチュウ)

## 【改正内容】

- 対象地域の追加  
インドネシア...にんじんで確認 (Chaerani, 2022 等)

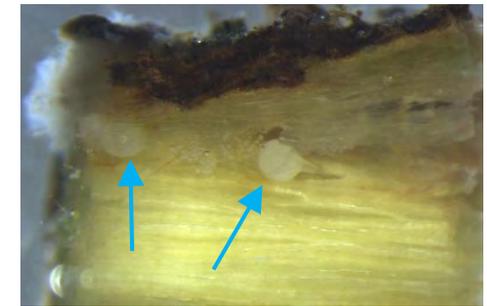


■ 現行地域 ■ 追加地域

# *Meloidogyne enterolobii*

## 【対象植物（現行）】

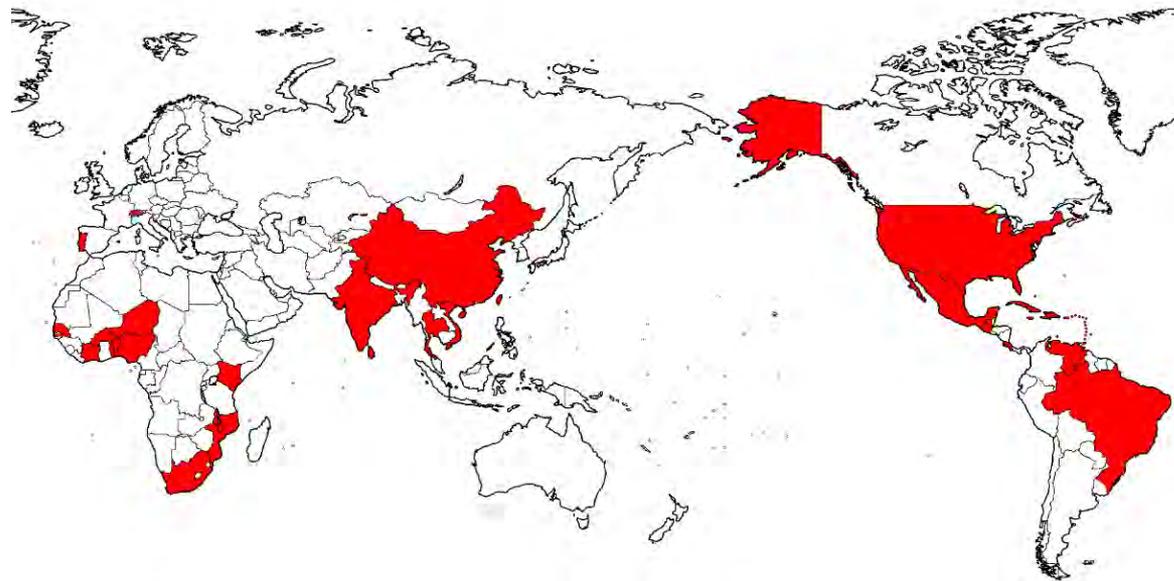
きゅうり、ささげ、さつまいも、しょうが、すいか、だいず、たばこ、てんさい、とうがらし、トマト、なす、なつめ、にんじん、やぶらん属植物等の生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの



雌成虫（出典：植物防疫所）



がじゅまるの被害根（根こぶ）  
（出典：植物防疫所）



■ 現行地域

## 【症状・被害】

地下部に内部寄生し、「植物全体のわい化」、「根こぶ」等の症状を引き起こす。

## 【植物検疫措置】

栽培地検査

# *Meloidogyne enterolobii*

## 【改正内容①】

- 対象植物（生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの）の追加及び削除

### [追加]

がじゅまる...植物防疫所の輸入検査（中国産の苗木）で確認（農林水産省植物防疫所, 2023）

きんぎょそう...中華人民共和国（広西チワン族自治区）で確認（Lu et al., 2023）

しまつなそ...アメリカ合衆国（フロリダ州）で確認（Bui et al., 2022）

ソラヌム・マクロカルポン...アメリカ合衆国（フロリダ州）で確認（Bui et al., 2022）

つるむらさき...アメリカ合衆国（フロリダ州）で確認（Bui et al., 2022）

ばれいしょ...南アフリカで確認（Onkendi and Moleleki, 2013 等）

へちま...アメリカ合衆国（フロリダ州）で確認（Bui et al., 2022）

ペリラ・フルテスケンス...アメリカ合衆国（フロリダ州）で確認（Bui et al., 2022）

めぼうき...アメリカ合衆国（フロリダ州）で確認（Bui et al., 2022）

ユーフォルビア・ティルカリ...ブラジル（リオデジャネイロ州）で確認（Souza et al., 2006）

ユーフォルビア・トリゴナ...植物防疫所の輸入検査（中国産の苗木）で確認

（農林水産省植物防疫所, 2023）

ユーフォルビア・プロストラタ...ブラジル（リオデジャネイロ州）で確認（Lima et al., 2003）

ばしょう属植物...ナイジェリア及びブラジル（ミナスジェライス州）で確認（Olajide, 2022,等）

### [削除（属に変更）]

みばしょう を「ばしょう属植物」に変更

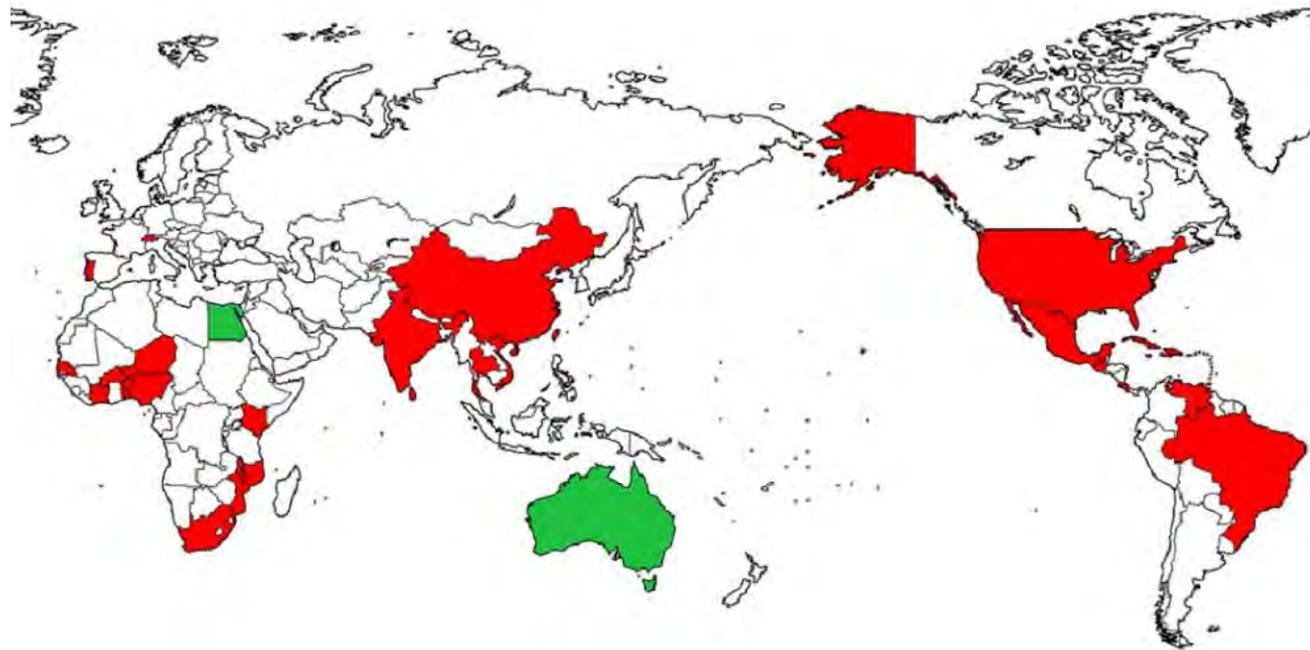
# *Meloidogyne enterolobii*

## 【改正内容②】

- 対象地域の追加

エジプト...バンジロウで確認 (Ibrahim et al.,2023)

オーストラリア...きゅうり、サツマイモ、いんげん属、かぼちゃ属及びとうがらし属の植物で確認 (Northern Territory Government, 2022 等)

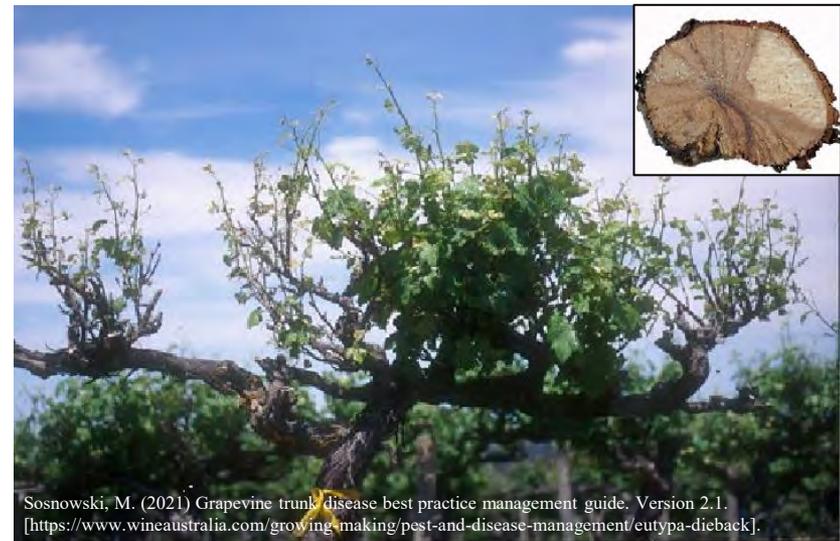


■ 現行地域 ■ 追加地域

# *Eutypa lata*

## 【対象植物（現行）】

いちじく、かき、なし、びわ、さくら属植物、ばら属植物、ぶどう属植物、りんご属植物等の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供するもの



ブドウ新梢の萎縮、幹の内部褐変症状（右上）  
（出典：Sosnowski, M. (2021)）



## 【症状・被害】

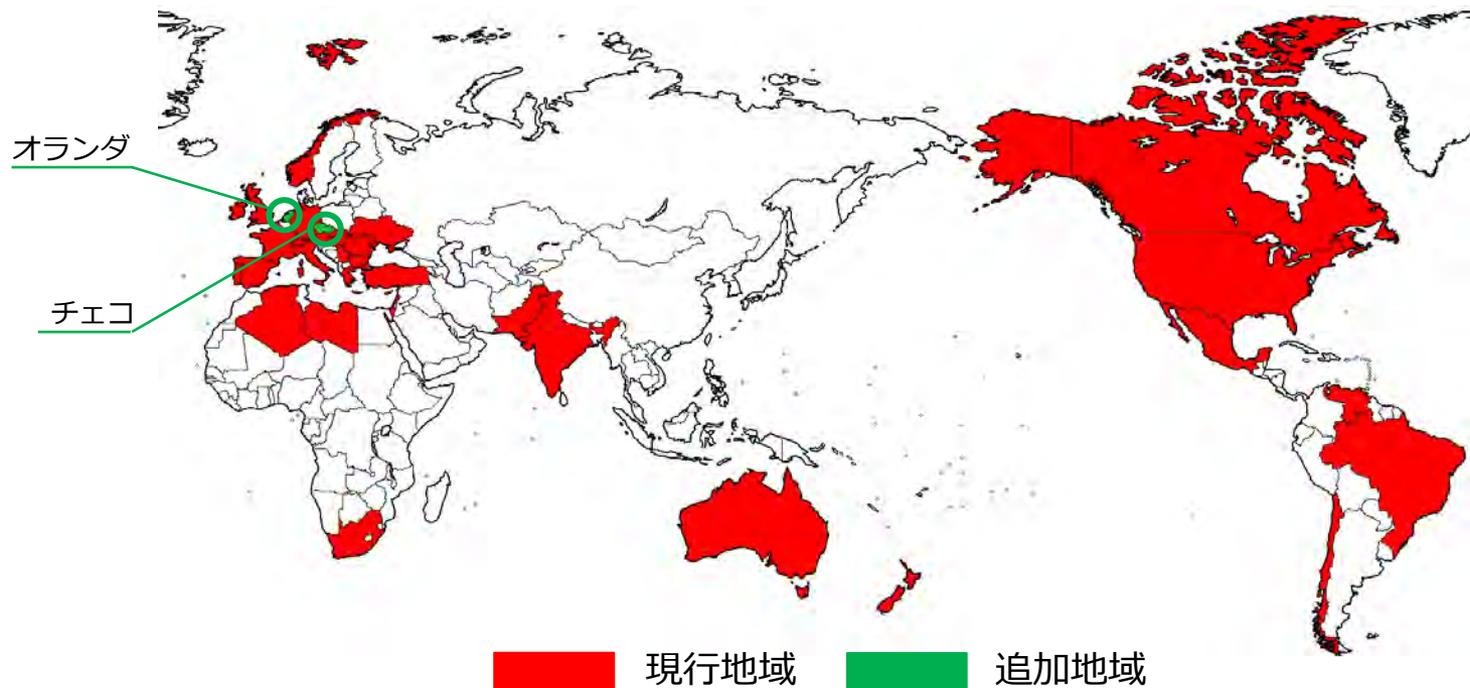
葉、枝、つるや樹木に感染し、樹内で長く生存する。葉の萎縮や枯れが発生し、枝枯れの基部にかいよう症状等が生じる。

## 【植物検疫措置】 栽培地検査

# *Eutypa lata*

## 【改正内容】

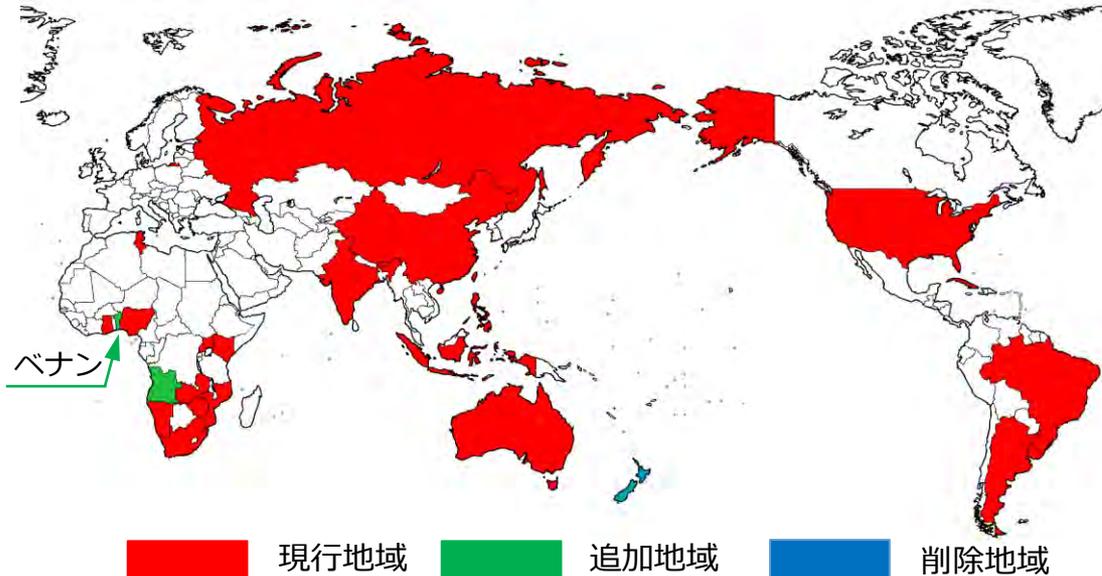
- 対象地域の追加  
オランダ ... ふさすぐり及びせいようすぐりで確認 (Wenneker et al., 2011)  
チェコ ... ぺるしゃぐるみで確認 (Eichmeier et al., 2020)



# *Guignardia citricarpa*

## 【改正内容】

- ・命名規約の変更に伴う学名の変更  
*Guignardia citricarpa* から *Phyllosticta citricarpa*
- ・対象地域の変更  
追加：アンゴラ ... スウィートオレンジで確認  
(Bassimba et al., 2018)  
ベナン ... みかん属植物で確認  
(Toessi et al., 2023)  
削除：ニュージーランド



オレンジ果実の褐色病斑  
(出典：植物防疫所)

## 【対象植物（現行）】

からたち、シトロフォーチュネラ・ミクロカルパ、きんかん属植物及びみかん属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供し得るもの

## 【症状・被害】

果実表面に褐色、黒色等の病斑を形成し、商品価値の低下等を引き起こす。

## 【植物検疫措置】

栽培地検査

# *Guignardia citricarpa*

## ニュージーランドを削除する根拠

- ▶ 同国に本菌が存在する根拠とされていた菌株の塩基配列を解析した結果、近縁の別種*Guignardia mangiferae*（現在の分類では*Phyllosticta capitalensis*）であることが報告された。  
(Everett and Rees-George, 2006)
- ▶ 2019年5月に同国のNPPOによって本菌の不在が確認された。  
(EPPO, 2023)
- ▶ 以降、同国において本菌が新たに発生したとの情報はない。

### (補足)

- Everettらの実施した塩基配列解析手法は、ISPM27付属書5の本菌の診断プロトコル (FAO, 2014) と同様のものであり、信頼性が高いと考えられる。  
※本菌には形態的に類似する近縁菌が複数存在し、遺伝子診断が推奨されている。
- EPPOでは同国を未発生国としている。

# *Phytophthora kernoviae*

## 【対象植物（現行）】

あせび属植物、こなら属植物、つつじ属植物、ぶな属植物、もくれん属植物等の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供するもの並びにこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分（種子及び果実を除く。）及びこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分が微生物その他の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの



幹に形成されたかきよう斑（左）  
樹脂の流出（右）  
（植物防疫所原図）



■ 現行地域

## 【症状・被害】

地際部の幹にえそ及び樹脂の流出を生じる。枝枯れ、葉の壊死及び萎ちょうを生じ、急速に落葉することもある。

## 【植物検疫措置】

栽植用植物：栽培地検査  
培養資材：熱処理

# *Phytophthora kernoviae*

## 【改正内容】

- ・ 対象植物の追加

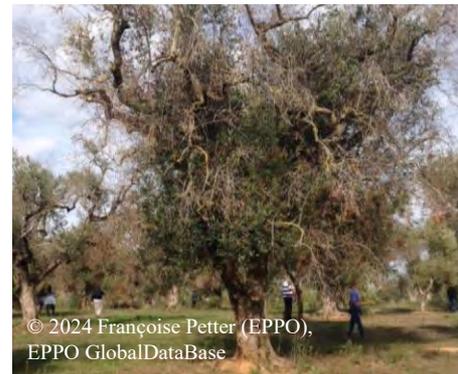
モンテレーまつ ...ニュージーランドで確認 (McDougal and Ganley, 2021等)

ひいらぎなんてん属植物 ...英国で確認 (DEFRA, 2015)

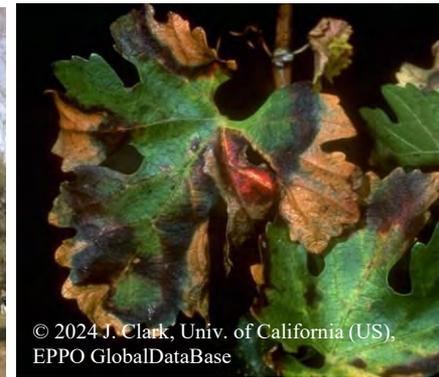
# *Xylella fastidiosa*

## 【対象植物（現行）】

オリーブ属植物、かえで属植物、きいちご属植物、こなら属植物、コーヒーノキ属植物、さくら属植物、すのき（こけもも）属植物、ぶどう属、みかん属植物等の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供するもの



© 2024 Françoise Petter (EPPO),  
EPPO GlobalDataBase



© 2024 J. Clark, Univ. of California (US),  
EPPO GlobalDataBase

オリーブの枝枯れ症状（左）、  
ブドウのピアス氏病（右）

（出典：EPPO GlobalDataBase (2024)

*Xylella fastidiosa* [<https://gd.eppo.int/>]



## 【症状・被害】

感染植物の道管内等で増殖し詰まらせることで、養水分の移動を妨げ、数年で枯死させる。

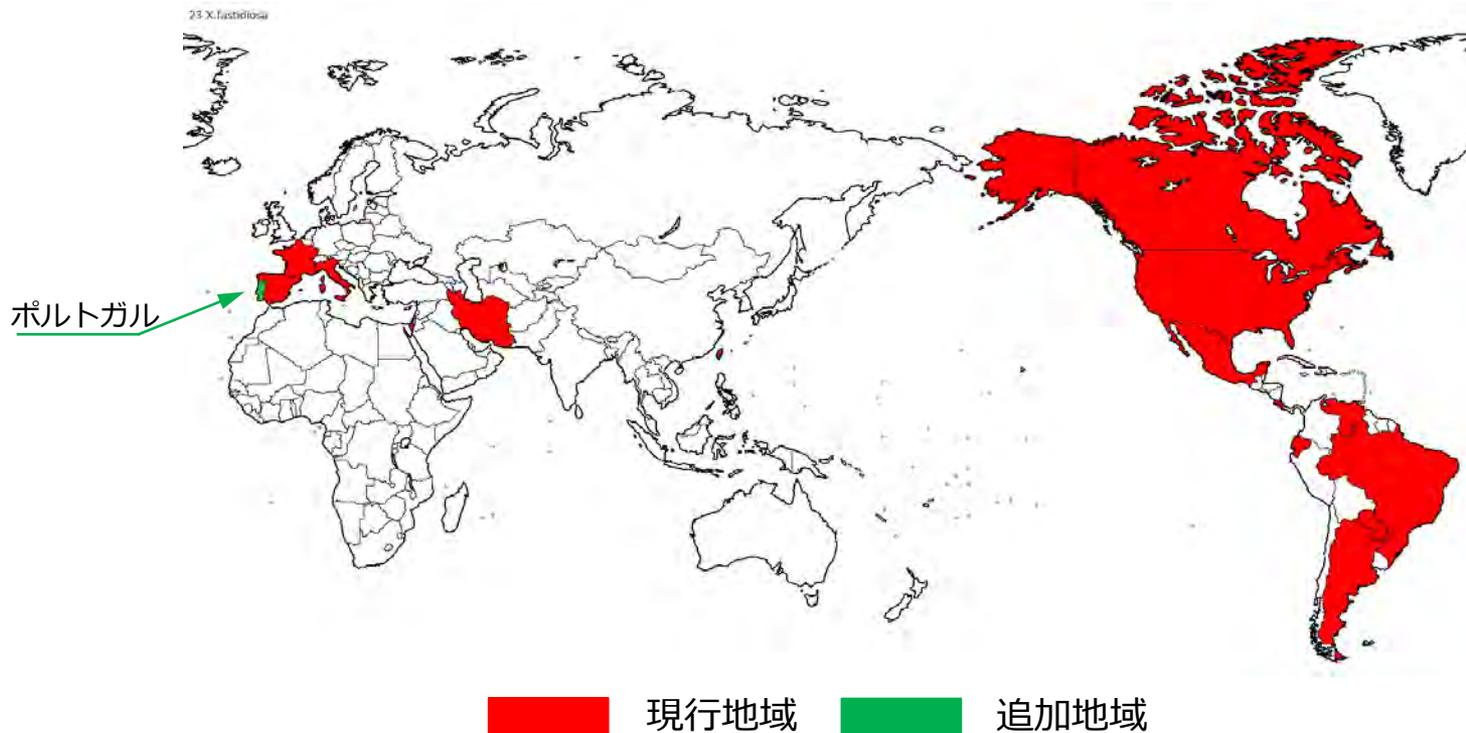
## 【植物検疫措置】

精密検定

# *Xylella fastidiosa*

## 【改正内容】

- 対象地域の追加  
ポルトガル ... 近年の発生状況を考慮し、対象地域へ追加が必要と判断（EPPO, 2023）



# *Xylella fastidiosa*

## 【改正内容】

- 対象植物（生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供するもの）の追加及び削除（EFSA, 2023）

### [追加]

エリオケファルス・アフリカヌス、ガザニア・リゲンス、カロケファルス・ブラウニー、しろがねよし、だいこん、たちじゃこうそう、ディットリキア・ウィスコサ、パルテニウム・ヒステロフォルス、むらさきはしどい、めぎ、レタマ、クレマティス属植物、まつむしそう属植物

### [削除（属に変更）]

アンティリス・ヘルマニアエ	は	「アンティリス属植物」	
ウィテクス・ルケンス	は	「はまごう属植物」	
たいさんぼく	は	「もくれん属植物」	
ながばぎしぎし	は	「ぎしぎし属植物」	
ヒペリクム・ペルフォラツム	は	「おとぎりそう属植物」	
フィリレア・ラティフォーリア	は	「フィリレア属植物」	
フロミス・フルティコサ	は	「おおきせわた属植物」	
へらおおばこ	は	「おおばこ属植物」	
やなぎばぐみ	は	「ぐみ属植物」	
ラムヌス・アラテルムス	は	「くろうめもどき属植物」	
ルタ・カレペンシス	は	「ヘンルーダ属植物」	へ それぞれ変更

# *Potato spindle tuber viroid* (ジャガイモやせいもウィロイド)

## 【対象植物（現行）】

とうがらし、トマト、はりなすび、ばれいしょ及びペチュニア属植物の種子であって栽培の用に供するもの並びにいぬほおずき、せんなりほおずき、ばれいしょ、ダリア属植物、ペチュニア属植物等の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供し得るもの



トマトの生育不良（右）  
(出典：植物防疫所)

## 【症状・被害】

茎葉にわい化、縮葉、上偏生長、葉脈及び茎部のえそ等を伴う症状を引き起こす。

## 【植物検疫措置】

精密検定

# *Potato spindle tuber viroid* (ジャガイモやせいもウィロイド)

## 【改正内容】

- ・対象植物の追加（種子であって栽培の用に供するもの）  
いぬほおずき及びせんなりほおずき

## <改正の根拠>

- ・今般、いぬほおずき及びせんなりほおずきにおいて種子伝搬が確認されたことから、新たに栽植用種子を対象に追加（Matsushita and Kubota, 2023）。
- ・なお、これらの栽植用植物は既に対象植物として規制済み。

# *Columnnea latent viroid*

## 【対象植物（現行）】

とうがらし及びトマトの種子であって栽培の用に供するもの並びにグロキシニア（シーマニア）・ギムノストマ、グロキシニア（シーマニア）・ネマタントデス、とうがらし、トマト等の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供し得るもの



トマトの症状  
(植物防疫所原図)



## 【症状・被害】

葉の変形や壊死等を引き起こすとともに、果実の小玉化、植物体の枯死を引き起こし、収量が低下する。

## 【植物検疫措置】

精密検定

# *Columnnea latent viroid*

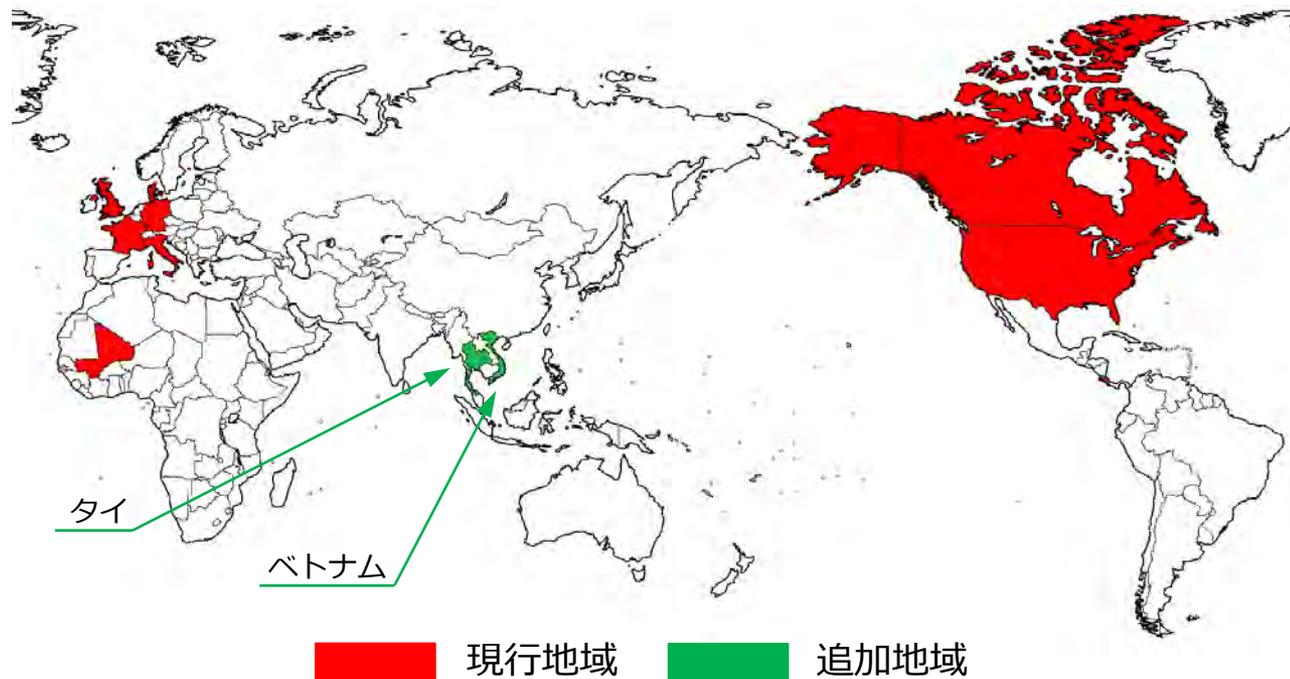
## 【改正内容】

- 対象地域の追加

タイ ... トマト及びソラヌム・ストラモニーフォルウムで確認

(Tangkanchanapas et al., 2021,等)

ベトナム ... とうがらし及びトマトで確認 (Choi et al., 2020)



# *Pepper chat fruit viroid*

## 【対象植物（現行）】

とうがらし及びトマトの生植物（果実を除き、種子を含む。）であって栽培の用に供するもの



トマトの症状  
(植物防疫所原図)



## 【症状・被害】

トウガラシでは果実の大きさが小さくなり、トマトでは、植物体のわい化、葉に壊死斑、奇形、変色を生じる。

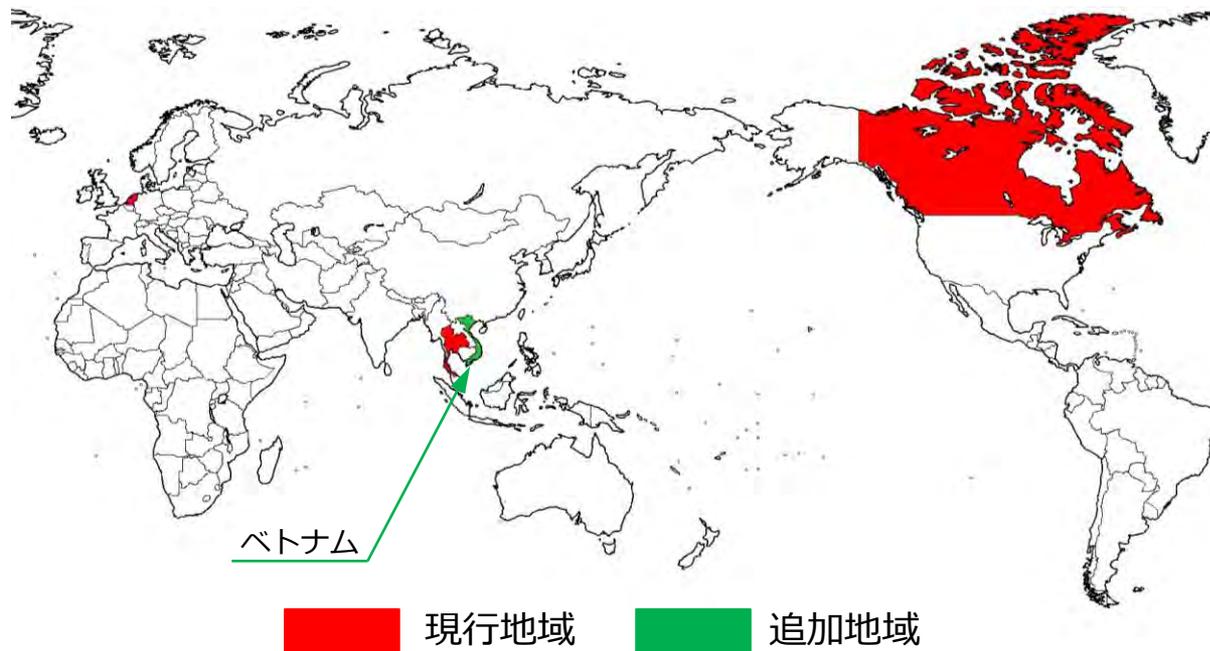
## 【植物検疫措置】

精密検定

# *Pepper chat fruit viroid*

## 【改正内容】

- 対象地域の追加  
ベトナム ... とうがらしで確認 (Choi et al., 2020)



# *Tomato brown rugose fruit virus*

## 【対象植物（現行）】

とうがらし及びトマトの生植物（果実を除き、種子を含む。）であって栽培の用に供するもの



■ 現行地域



トマトの症状  
(出典：植物防疫所)

## 【症状・被害】

葉に黄化やモザイク症状、果実は奇形となり商品価値を低下させる。

## 【植物検疫措置】

精密検定

# *Tomato brown rugose fruit virus*

## 【改正内容】

### ・対象植物の追加

▶ 生植物（種子及び果実を除く。） であって栽培の用に供するもの  
あおげいとう、いぬほおずき、ウェロニカ・シリアカ、かたばみ、しまつなそ、  
すべりひゆ、せいようたんぽぽ、ソラヌム・エラエアグニフォリウム、はまふ  
だんそう、ひめむかしよもぎ、マルウア・パルウィフロラ、みなとあかざ  
... ヨルダンで確認 (Salem et al., 2022)

とうがらし属植物 ... メキシコ及びトルコで確認  
(Çelik et al., 2022; Magaña-Álvarez et al., 2021)

▶ 種子であって栽培の用に供するもの  
いぬほおずき ... ヨルダンで確認 (Salem et al., 2022)

### ・対象植物の削除（属に変更）

▶ 生植物（種子及び果実を除く。） であって栽培の用に供するもの  
とうがらし を「とうがらし属植物」に変更

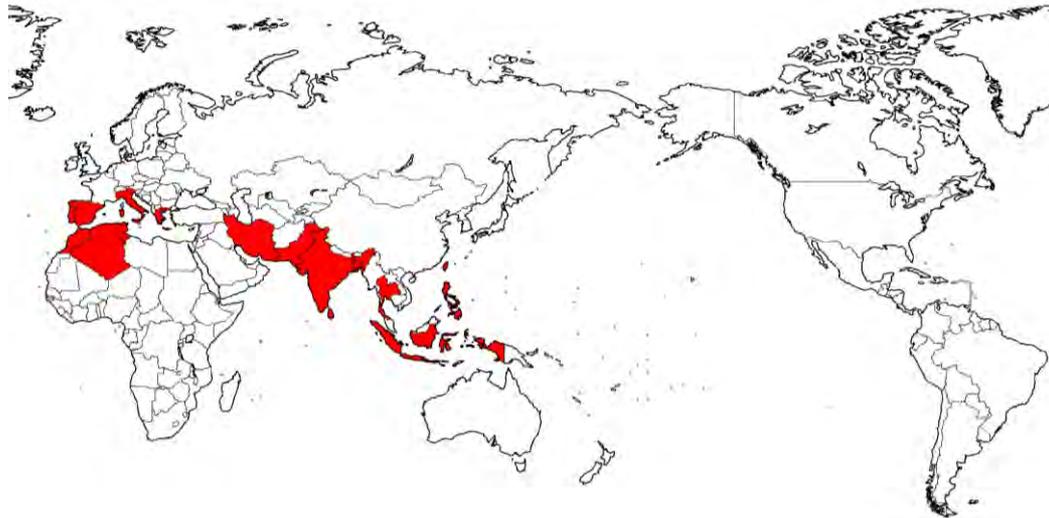
# Tomato leaf curl New Delhi virus

## 【対象植物（現行）】

きゅうり、ささげ、すいか、だいず、トマト、なす、にほんかぼちゃ、にんじん、パパイヤ、ばれいしょ、メロン、ゆうがお、とうがらし属植物等の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供し得るもの



ペポかぼちゃの症状、きゅうりの症状（右下）  
（提供元：近畿大学小枝博士）



■ 現行地域

## 【症状・被害】

モザイク症状、葉巻、葉脈の膨張、植物体の萎縮が引き起こされる。

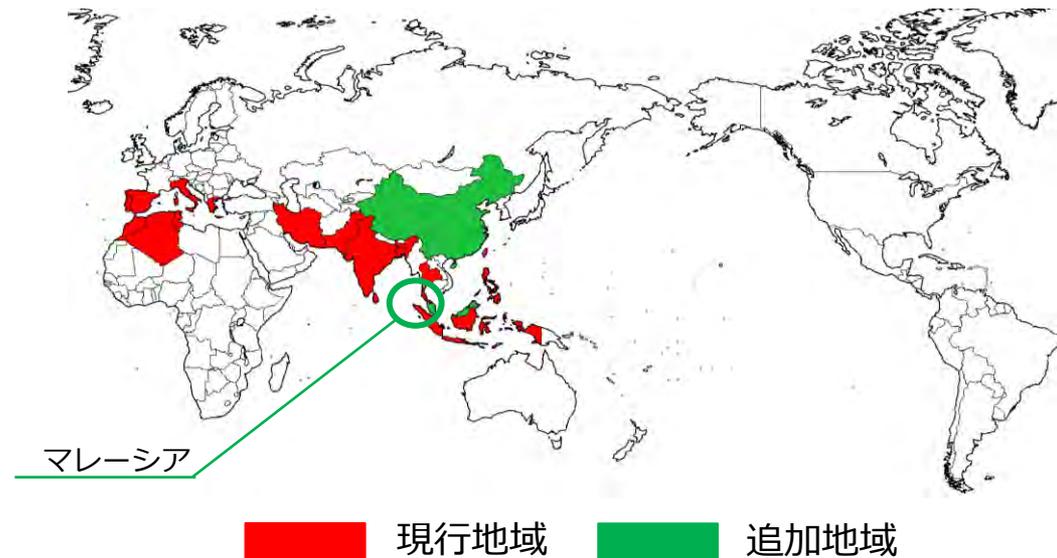
## 【植物検疫措置】

精密検定

# Tomato leaf curl New Delhi virus

## 【改正内容】

- 対象植物の追加  
生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供し得るもの  
オキムム・キリマンドスカリウム ... インドで確認（Sinha and Samad, 2023）  
せんねんぼく ... インドで確認（Lager et al., 2022）  
もみじひるがお ... インドで確認（Rauniyar et al., 2023）
- 対象地域の追加  
中華人民共和国 ... トマトで確認  
（Li et al., 2022, 等）  
マレーシア ... きゅうり等ウリ科  
植物の調査で確認（Chen et  
al., 2021）



# **VI. 施行規則別表 2 及び 2 の 2 に掲げる 対象植物の範囲の見直し**

## ● 対象植物の範囲の見直し

- 施行規則別表2及び2の2に規定されているりんご（apple）、なし（pear）、くるみ（walnut）には、一般的な名称で規定しており省令上はその範囲が明確ではない。
  
- 輸入検疫における対象植物の範囲を明確にするため、科学的根拠に基づき、
  - ・ 対象植物が特定の1種のみであれば種名で規定
  - ・ 複数の種が含まれる場合は属名で規定するよう見直し。

## 施行規則別表2

項	有害動物 学名 (和名)	見直しの内容	
2	<i>Bactrocera dorsalis</i> species complex (ミカンコミバエ種群)	なし	➡ 「なし属植物」へ変更
3	<i>Bactrocera tryoni</i> (クインスランドミバエ)	なし りんご	➡ 「なし属植物」へ変更 ➡ 「りんご属植物」へ変更
5	<i>Cydia pomonella</i> (コドリンガ)	なし りんご くるみ	➡ 「なし属植物」へ変更 ➡ 「りんご属植物」へ変更 ➡ 「くるみ属植物」へ変更
18	<i>Anastrepha fraterculus</i> (ミナミアメリカミバエ)	なし	➡ せいようなし へ変更
20	<i>Anastrepha ludens</i> (メキシコミバエ)	なし	➡ せいようなし へ変更
21	<i>Anastrepha obliqua</i> (ニシインドミバエ)	なし	➡ せいようなし へ変更

## 施行規則別表2の2

項	有害動物 学名 (和名)	見直しの内容	
14	<i>Eutypa lata</i>	なし	➡ せいようなし へ変更

## VII. 今後のスケジュール案

令和6年

- 2月 植物防疫検討会開催  
SPS 通報（コメント期間60日間）
- 3月 パブリックコメント募集（コメント期間30日間）
- 6月 改正規則及び告示の官報公示  
（公布の日の翌日に施行）

# 参考情報

## 【植物防疫法の目的】（植物防疫法第1条）

この法律は、輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物の発生を予防し、これを駆除し、及びそのまん延を防止し、もつて農業生産の安全及び助長を図ることを目的とする。

## 【有害動植物の定義】（植物防疫法第2条第2項及び第3項）

- この法律で「有害植物」とは、真菌、粘菌及び細菌並びに寄生植物及び草（その部分、種子及び果実を含む。）並びにウイルスであつて、直接又は間接に有用な植物を害するものをいう。
- この法律で「有害動物」とは、昆虫、だに等の節足動物、線虫その他の無脊椎動物又は脊椎動物であつて、有用な植物を害するものをいう。

## 【検疫有害動物の定義】（植物防疫法第5条の2第1項）

「検疫有害動物」とは、まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある有害動物又は有害植物であつて、次の各号のいずれかに該当するものとして農林水産省令で定めるものをいう。

- 一 国内に存在することが確認されていないもの
- 二 既に国内の一部に存在しており、かつ、この法律その他の法律の規定によりこれを駆除し、又はそのまん延を防止するための措置がとられているもの

# 植物検疫に関する国際ルール①

## 国際植物防疫条約

### IPPC (International Plant Protection Convention)

植物や植物生産物の病害虫の国際間の移動を防止し、病害虫防除のための適切な措置をとるための手続きに関する国際的な取り決め。

「締約国は、本条第1項に定める措置（すなわち、植物検疫措置）を、当該措置が植物検疫上の考慮により必要とされ、かつ、**技術的に正当なもの**でない限り、自国の植物検疫法令に基づいてとってはならない。」（第7条2(a)）

「締約国は、植物検疫措置であって、**技術的に正当なもの**であり、関係を有する**有害動植物の危険度に合致し、****利用し得る最も制限的でない措置**であり、並びに人、**商品及び運搬手段の国際的な移動に対する影響が最小**となるようなものに限り、制定することができる。」（第7条2(g)）

# 植物検疫に関する国際ルール②

## 植物検疫措置に関する国際基準

### ISPM (International Standards for Phytosanitary Measures)

IPPC締約国が、条約に基づく適正な検疫措置を適用するためのガイドライン（令和6年1月12日現在46本）。

**ISPM 2 「病害虫リスクアナリシス（Pest Risk Analysis：PRA）に関する枠組み」**  
PRAのフレームワーク

**ISPM 11 「検疫有害動植物のための病害虫リスクアナリシス」**  
PRA実施のためのリスク評価のプロセスや管理措置の選択肢



**PRAに関する国際基準に準拠し、科学的な根拠に基づき植物検疫措置を設定**

# 植物検疫に関する国際ルール③

WTO (World Trade Organization) : 世界貿易機関  
衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定)

(人、動物、植物のための) 検疫措置は、

- ① 科学的な根拠に基づいていなければならない。 (第2条第2項)
- ② 国際的な基準がある場合、それに基づいたものとしなければならない。 (第3条第1項)
- ③ 人、動物または植物を保護するために、必要な範囲で適用するべきである。 (第5条第6項)



**不当な措置はWTOへ訴えられるおそれ**